

南部箕蚊屋広域連合が施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

令和4年3月3日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、南部箕蚊屋広域連合長（以下「広域連合長」という。）が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することとすることにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって行政運営の効率化に資することを目的とする。

(公印の押印の省略等)

第2条 広域連合長が書面により施行する文書であつて、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。